

### 付加価値税の納付にあたっての控除性の確保

付加価値税に関する適用規則によると、企業に生じた費用の付加価値税部分(仮払VAT)は一般的に、支払付加価値税額の決定に際して控除可能とみなされ、仮受VATと相殺されます。しかしながら、この税分野には一定の落とし穴が存在することに特別な注意を払う必要があります。とりわけ、2009年1月1日より発効した新たな規定の実施に細心の注意を要します。

### 物品の販売後または役務の提供後に発行されたインボイスにかかる仮払VATの非控除性

税務局の2009年9月9日付けOfficial Letter No. 3669/TCT-KKIは2007年2月6日付けOfficial Letter No. 630/TCT-PCCSに言及しながら、物品の譲渡時または役務の提供時にインボイスを発行されていない買手は当該インボイスとの関連で付加価値税の控除または還付を受けられないと規定しています。その代わり、付加価値税額は請求年度における法人所得税の損金算入可能費用として取り扱われます。

### 税務局、外国契約者源泉税の付加価値税部分を対象とした控除性を確認

税務局の2009年9月29日付けOfficial Letter No. 3992/TCT-CSは、外国契約者源泉税の付加価値税部分を対象とした控除性を確認しています。このOfficial Letterでは付加価値税に関する財務省の2008年12月26日付けCircular 129/2008/TT-BTCの条項を引用し、ベトナム企業が外国契約者に代わって源泉徴収・納付した外国契約者源泉税の付加価値税部分を控除可能または還付可能なものとして取り扱うことを企業に認めています。

### 請求日の6ヶ月後以降に申告した仮払VATは控除不能

2009年1月1日以降、仮払VATの控除性を認められるためには、請求月から起算して6ヶ月以内に仮払VATを申告する必要があります。税務局の2009年9月30日付けOfficial Letter No. 4008/TCT-KKでは、その期限の計算方法について事例を挙げています。それによると、2009年2月に発行されたインボイスは2009年7月の申告分(申告期限は2009年8月20日)までを限界として、引き続き控除性を認められます。

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する  
税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問  
い合わせください。

### 移転価格

**カルロ・ナバロ** パートナー  
[carlo.navarro@vn.ey.com](mailto:carlo.navarro@vn.ey.com)

**ナム・ホアイ・キウ** マネージャー  
[nam.hoai.kieu@vn.ey.com](mailto:nam.hoai.kieu@vn.ey.com)

**リー・グラシア・モリナ** マネージャー  
[lea.gracia.molina@vn.ey.com](mailto:lea.gracia.molina@vn.ey.com)

**フーン・ヴァー・グエン** マネージャー  
[huong.nguyen.vu@vn.ey.com](mailto:huong.nguyen.vu@vn.ey.com)

### 税務およびアドバイザリー業務

**ナム・グエン** パートナー  
[nam.nguyen@vn.ey.com](mailto:nam.nguyen@vn.ey.com)

**フーン・ヴァー** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**ジェフ・シー** シニア・マネージャー  
[jeff.sea@vn.ey.com](mailto:jeff.sea@vn.ey.com)

**ニャン・フイン** シニア・マネージャー  
[nhan.huynh@vn.ey.com](mailto:nhan.huynh@vn.ey.com)

**セーラ・ジャップ** シニア・マネージャー  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**タイン・チュン・グエン** シニア・マネージャー  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**チャン・ファム** シニア・マネージャー  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**テー・ジャー・トラン** シニア・マネージャー  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

### 日系企業担当

**浅利 昌克**  
[Masakatsu.Asari@vn.ey.com](mailto:Masakatsu.Asari@vn.ey.com)

**中島 敬仁**  
[Takahito.Nakajima@vn.ey.com](mailto:Takahito.Nakajima@vn.ey.com)

**ハウ ミー スアン カオ**  
[Hau.My.Cao@vn.ey.com](mailto:Hau.My.Cao@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、  
取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。  
世界中で活躍している 13 万 5,000 名の弊社スタッ  
フは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を  
絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧  
客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャ  
ルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組  
みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の  
目標達成を支援することにより、全ての顧客に対  
する最高峰の品質の専門業務を提供することに専  
念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成  
長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前  
向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・  
ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファーム  
からなるグローバルネットワークを指しています。  
個々の組織は分離独立した法人組織となっていま  
す。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・  
リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客  
に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一  
般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入  
念な調査や専門家としての判断の代用になるもの  
ではありません。EYGM Limited、あるいはアーン  
スト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構  
成するその他メンバーファームのいずれも、本書  
の発行内容に依拠した行動または行動の不在に  
よって被った損失について一切責任を負いま  
せん。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバ  
イザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)